

第三条に次の一項を加える。
 4 知事は、条例第四条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
 第六条及び第七条を削る。

第五条中「消費生活センターの」を「当該承認に係る」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。
 (使用の承認の取消し等の手続)

第六条 知事は、条例第五条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

第四条の見出しを「(使用承認書の携帯等)」に改め、同条中「消費生活センターの使用の許可を受けた者(次条において)」を「条例第四条第一項の承認を受けた者(以下)に」、「消費生活センター使用許可書」を「消費生活センター研修室使用承認書又は消費生活センター研修室使用変更承認書」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
 (承認事項の変更の手続等)

第四条 条例第四条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、消費生活センター研修室使用変更承認申請書(第三号様式)に前条第三項の規定により交付を受けた消費生活センター研修室使用承認書又は次項の規定により交付を受けた消費生活センター研修室使用変更承認書(第二号様式)を添えて知事に提出しなければならない。
 2 知事は、条例第四条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、消費生活センター研修室使用変更承認書を交付するものとする。
 3 知事は、条例第四条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
 第八条を削り、第九条を第八条とする。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第3条関係)」に

※ 承認 年 月 日	「氏名又は名称及び代表者の氏名」	※ 許可 年 月 日	「氏名又は名称及び代表者の氏名」
を	「氏名又は名称及び代表者の氏名」	を	「氏名又は名称及び代表者の氏名」
(電話 番号)	印	(電話 番号)	印
「消費生活センター使用許可申請書」を		「消費生活センター使用承認申請書」を	
「次のとおり		「次のとおり消費生活センターの研修室を」	
使用する施設及び設備の名		使用する施設及び設備の名	

「許可していただく」と「申請します」に

称	
使用期日及び時間	

年 月 日 ()	時 分
時 分	時 分

使用日	時
使用する人数	

年 月 日	時 分
時 分	時 分

※ 許可条件	年 月 日
※ 受付年月日	年 月 日
記入上の注意	※印の欄は、記入し

年 月 日	※受付者
時 分	

※ 承認条件	年 月 日
※ 受付年月日	年 月 日

ないこと。

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

月 日	※受付者
時 分	

※ 承認条件	年 月 日
※ 受付年月日	年 月 日

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第3条、第4条関係)」に「消費生活センター使用許可書」を「消費生活センター研修室使用承認(変更承認)書」に「次のとおり」の使用を許可します」を「次のとおり消費生活センター

の研修室の使用(使用の変更)を承認します」に

使用する施設及び設備の名	
称	

使用期日及び時間		使用日時		使用する人数	
年 月 日 () 時 分		年 月 日 () 時 分		人	
許可条件		許可条件		受付年月日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
承認条件		承認条件		年 月 日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

「許可書」を「承認書」に改める。
 第二号様式の次に次の「様式」を加える。
第3号様式 (第4条関係)

※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----

福島県知事 申請者 住所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者の氏名 (電話番号)
 印

消費生活センター研修室使用変更承認申請書
 次のとおり消費生活センターの研修室の使用承認事項を変更したいので申請します。

使用目的	変更前	変更後
使用日時	年 月 日 () 時 分	年 月 日 () 時 分
使用する人数	人	人
使用責任者の住所及び氏名		
その他の参考事項		
※承認条件		
※受付年月日	年 月 日	※ 受付者

注意

- ※印の欄は、記入しないこと。
 - 変更がある事項のみ記入すること。
 - 交付済みの消費生活センター研修室使用承認(変更承認)書を添付すること。
- 附 則**
- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の福島県消費生活センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第三条第一項の規定により提出されている消費生活センター使用許可申請書は、改正後の福島県消費生活センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第三条第一項の規定により提出された消費生活センター研修室使用承認申請書とみなす。
 - この規則の施行の際現に改正前の規則第三条第一項の規定により交付されている消費生活センター使用許可書は、改正後の規則第三条第三項の規定により交付された消費生活センター研修室使用承認書とみなす。

福島県規則第八十六号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例施行規則を
廃止する規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例施行規則（平成二十一年福島県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

（消費生活課）

公 告

公告第五百五十六号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により、同項の施設を次のとおり設置した。

平成二十一年十月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 名称

福島県消費生活センター

二 住所

福島県福島市中町八番二号（福島県自治会館一階）

三 法第八条第一項第二号イ及びロの事務を行う日及び時間

福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する日以外の日の午前九時から午後五時まで（法第八条第一項第二号イに規定する相談のうち電話による相談にあつては、午前九時から午後六時三十分まで）

（消費生活課）